

## 赤平市福祉灯油 Q&A

質問		回答
<b>(1) 総論</b>		
1	商品券の用途は決められていますか。	冬期間の生活経費に幅広く充てていただきたく、用途を限定するものではありません。
2	商品券使用後の報告、精算、残額の返還はありますか。	いずれも求めません。
3	商品券の使用方法を教えてください。	商品券加盟店舗にて、現金の代わりにご使用ください。商品券加盟店舗については、商品券に同封しているまごころ商品券加盟店一覧をご覧ください。
<b>(2) 通知発送等</b>		
1	詐欺ではないか心配です。	正式な市の事業です。なお、市の職員が本事業の実施にあたり、ATM の操作等をお願いすることはありません。
2	案内が届きましたが、商品券が届きません。	確認書の提出がなければ、商品券をお送りすることはありません。 商品券の支給を希望されない場合は、お送りした確認書の「私の世帯は支援金を受給しません□」の□にチェックを入れ、ご返送ください。
<b>(3) その他</b>		
1	提出先の窓口はどこですか。また営業時間を教えてください。	(窓口)赤平市役所 社会福祉課 地域福祉係 (営業日)土日祝及び 12/30～1/8 を除く平日 (営業時間)午前 8 時 30 分～午後 5 時まで
<b>(4) 交付対象・条件</b>		
1	赤平市内に住んでいますが、住民票は赤平市にありません。商品券は支給されますか。	12/1 時点で赤平市での住民票の確認ができない場合、商品券は支給されません。
2	確認書の提出前に、対象者が死亡した場合は支給されますか。	他に世帯員がいる場合は、新たな世帯主に対して支給します。1人世帯の場合は支給されません。
3	確認書の提出後、商品券が届く前に対象者が死亡した場合は支給されますか。	他に世帯員がいる場合は、新たな世帯主に対して支給します。1人世帯の場合は相続の対象となり、代表相続人に対して支給します。

質問		回答
4	結婚及び離婚に際して姓が変わったが、変更前と変更後のどちらで提出すればいいですか。	変更前と変更後の両方の名前を記入し、提出してください。
5	協議離婚中ですが、それでも世帯主に支給されますか。	12/1 において同一世帯に属する場合は、世帯主に支給します。
6	入院・入所はしていませんが、住民票を赤平市に残したまま、長期不在（出稼ぎ等）にしています。商品券は支給されますか。	12/1 時点で赤平市内に住民票があり、対象世帯であれば、支給となります。 なお、商品券は商品券加盟店舗のみでご使用となりますのでご注意ください。
7	入院中・入所中の対象者が一時帰宅した場合、支給対象となりますか。	(入院の場合)単なる「外泊」の場合は支給対象外です。 (入所の場合)単なる「外泊」の場合は支給対象外です。退所となっている場合は対象となります。
8	なぜ長期入院・入所者だと対象外なのですか。	本事業については、原油価格・物価高騰の影響が大きい世帯が対象となっており、入院・入所者についてはその影響が少ないため、対象外としています。
9	退院時期が分からず、確認書を提出していいのかわかりません。	提出期限までに退院する場合は、対象となります。退院日が明らかに提出期限を過ぎる場合は、対象となりません。
10	市・道民税及び所得税の申告をしていないのですが、対象になりますか。	令和 5 年 1 月 1 日時点でお住いの市町村にて市・道民税及び所得税の申告をしていただき、非課税世帯であれば対象となります。
<b>(5) 申請関係</b>		
1	申請者の本人確認書類は必要ですか。	申請者が対象者本人の場合に限り不要です。代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。
2	申請書を代理人が提出してもいいですか。	支障ありません。
3	支所で提出を受けてくれますか。	郵送または、赤平市役所窓口での提出にご協力をお願いします。

質問		回答
4	非課税世帯ですが確認書が届きません。	12/15(金)から順次、該当と思われる世帯へ確認書を送付していますので、しばらくお待ちください。届かない場合は 0125-32-2216 へお問い合わせください。
5	確認書を紛失・破損してしまいました。	再送付いたしますので、0125-32-2216 へお問い合わせください。
<b>(6) 申請書の書き方</b>		
1	押印は必要ですか。	不要です。
2	電話を持っていないので、電話番号を書けません。	電話番号記入欄に、持ってないことが分かる記載をしてください。
3	確認日はいつの日付を書けばいいですか。	確認書を記入した日付を書いてください。
<b>(7) 添付書類関係</b>		
1	【再掲】申請者の本人確認書類は必要ですか。	申請者が対象者本人の場合に限り不要です。代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。
<b>(8) 支給関係</b>		
1	商品券はいつ支給されますか。	赤平市が令和 6 年 1 月 12 日までに確認書を受付した世帯に、令和 6 年 1 月中旬以降にまごころ商品券を発送します。令和 6 年 1 月 12 日を過ぎて赤平市が確認書を受付した世帯には、少し遅れて随時発送となります。
2	郵便受けに郵便局からの不在連絡票が入っており、差出人名が赤平市役所となっていました。これは商品券ですか。	郵送物の中身が商品券とは限りませんので、お受け取りいただく際に、中身の確認をお願いします。
3	商品券を、郵送ではなく直接渡してほしい。	本人以外への受渡しや窓口の混雑を避けるため、郵送での対応としております。ご協力をお願いします。
<b>(9) 提出期限等</b>		
1	提出期限である令和 6 年 3 月 15 日の消印を有する提出であれば、市への到達が令和 6 年 3 月 15 日以降であっても受理されますか。	有効な確認書として受理します。

質問		回答
2	確認日が令和 6 年 3 月 15 日で、消印が令和 6 年 3 月 16 日の確認書は支給対象ですか。	支給対象外となります。